

(3) 遺贈

「遺贈」とは、遺言によって、財産を特定の者に無償で与える行為をいいます。

遺贈を受ける者のことを「受遺者」といいますが、受遺者は、相続人であっても、相続人以外の者であってもかまいません。民法 903 条には「共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け…た者があるときは」との文言があることから、相続人への遺贈も当然できる、とされています。法人であっても有効です。

	包括遺贈	特定遺贈
意味	相続財産の全部又は一定割合を遺贈 (例：財産の 1/2 を遺贈する)	特定の財産を遺贈 (例：A 宅地を遺贈する)
債務の承継の有無	債務も同じ割合で承継 (例の場合：債務の 1/2 を引き継ぐ)	債務は一切承継しない
遺贈を放棄する場合	家庭裁判所への申述を要する (例：黙示の放棄は認められない)	無方式 (例：黙示の放棄が認められる)

ア 意味

包括遺贈とは、遺産の全部又は一定の割合で示された部分を与えるもの、特定遺贈は、遺産のうちの特定の遺産のみを与えるものです。

イ 債務承継の違い

ある遺贈が、包括遺贈になるのか特定遺贈になるのかについては、重大な効果の違いがあります。それは、「包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する」(民 990)と規定されているからです。つまり、包括遺贈の場合は、財産の遺贈を受けたのと同じ割合で、負債も承継してしまうからなのです。ですから、遺贈が包括遺贈か特定遺贈が争われる場合もあるのです。